

くらしすと

「くらしすと」は? 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心! 暮らしの情報

子どもを取り巻くネット社会

2

トラブル PICK UP

電動工具による事故

3

おしらせ

イベント情報

4



食

べてみよう!

大阪の食

えだまめ

クイズ

えだまめのうまみや甘みは収穫後
約何日で半減するのでしょうか?

① 約2日 ② 約5日 ③ 約7日

クイズの答え 3ページ下段へ➡

くらしのトピックス

●携帯電話のゲーム「コンプリートガチャ」が規制の対象に

携帯電話で遊べるソーシャルゲームの「コンプリートガチャ(コンプガチャ)」について、子どもが熱中して高額な料金を請求されるなど相談が急増していました。消費者庁は景品表示法違反の「カード合わせ(絵合わせ)」に当たるとして、運用基準の改正を7月1日から施行することとしました。

●デジタル式個人線量計を正しく使おう

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、国民の放射線被ばくへの関心が高まっています。そのため、放射線を検知、計測する機器を個人で購入するケースが増えています。個人線量計は個人が被ばく線量を測定・管理するための機器です。購入する前に機器の用途を把握しましょう。また、校正*された結果をもとに、消費者が補正することで、より正しい値を得ることができます。購入する場合は校正済みの製品である



か確認しましょう。個人線量計は被ばく線量の管理を目的にしているため、継続して使用を続けるには定期的に校正を依頼するなどの管理が必要です。

*計器または測定系の示す値、もしくは実量器または標準物質の表示値と、標準によって実現される値との間の関係を確定する一連の作業を指し、機器の計測した値が正確であるか、ずれがないかチェックする作業

●「安愚楽牧場」の被害を回復するという勧誘トラブルが急増

2011年に経営破たんした「安愚楽牧場」で資産運用していた顧客が、被害回復をかたった勧誘をされる相談が急増しています。裁判所による破産手続きが進行している中で、被害が救済されることは絶対にありません。公的機関を装って勧誘してくるケースもあります。公的機関が業者に情報を提供することは一切ありません。こうした勧誘にあつたらすぐにお住いの市町村の相談窓口にご相談しましょう。

子どもたちをネットトラブルから守るために

オンラインゲームの危険

携帯電話やパソコンで「無料」をうたったオンラインゲームを利用し、サービスのしくみを理解せずに夢中になって、有料アイテムを次々に購入した結果、高額な請求書が届いた! という相談が寄せられています。親など保護者のクレジットカード番号を勝手に入力して、後から保護者が気づくことも!

子どもに利用させる前に利用規約を確認した上で使うようにしましょう。また、利用する際のルールをよく話し合いましょう。



家庭用携帯ゲーム機の危険

最近のゲーム機は、無線 LAN (データ通信) などを利用できる環境にあれば、どこでもインターネットに接続ができます。子どもが初めて手にするネット接続機ともいえます。ゲームをしていると思っていたら、コミュニティサイトで情報交換をしていたり、アダルトサイトを閲覧していることも! コミュニティサイトでは誰とでも知り合うことができ、後で記載しているような犯罪に巻き込まれることもあります。

ネット接続ができるゲーム機には、子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるサービスやコンテンツなどに対して利用制限をかけたり、有害サイトへのアクセスを制限する設定をしましょう。詳細については、契約されているプロバイダに確認しましょう。

ゲーム機によっては、購入時に利用者が設定をしなければならぬものもあるので、注意が必要です。



コミュニティサイトの危険

コミュニティサイトとは、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) やプロフ (自己紹介サイト)、ゲームサイトなどの掲示板やチャットを利用して情報を交換・共有し、コミュニケーションをとることができるサイトです。

「プロフィールのページに自分の個人情報を登録・公開したら、悪質な誹謗中傷^{ひぼう}の書き込みや脅迫などを受けた」「同世代になりすました大人を友達と思い、連絡のやり取りをしているうちに、親のクレジットカードの番号を聞かれたり、わいせつな画像を送らされた」など、コミュニティサイトを通じてさまざまな犯罪に巻き込まれることがあります。

子どもにコミュニティサイトの危険性を説明し理解させることが重要です。子どもの利用しているサイトを確認しましょう。



子どもにインターネットを利用させる際の注意点

インターネットを利用していると、大人でも不当請求等のトラブルにあうケースがあります。子どもの場合には、フィルタリングサービスを利用するほか、利用のルールを決めておきましょう。トラブルにあったらすぐに大人に伝えないと大金を失うことなどを、日頃から保護者が繰り返し注意しておきましょう。

トラブルにあったり困った時には
お住いの市町村の

消費生活相談窓口

に相談してください

トラブル PICKUP

電動工具による事故

電動剪定機を使用中の事故が、くらしの商品安全情報室に寄せられました。電動剪定機や電動のこぎり、電動ドリルなどの家庭用電動工具は、誤った使い方や、ちょっとした油断から重大事故につながるおそれがあります。



くらしの商品安全情報室
からのお知らせ



くらしの商品安全情報室に寄せられた相談事例

電動剪定機使用中、指に刃が当たり右手中指の指先を切った。全治3週間と言われた。



相談品は本来、両手で前方と後方にあるそれぞれの持ち手を持って使用するものでした。本事例では、使用者が剪定機を操作中に、片方の手を持ちかえようとして機械の下部に手を添えてしまったことで、刃が指に当たりけがをしました。

このような事故も起きています!

- キックバック現象による事故
- 手袋や着衣の巻き込みによる事故
- 過熱した刃によるやけど
- 用途が違う使い方による事故



キックバック現象とは

作業中に、電動工具の刃が、材料のたわみや反りに挟まって動かなくなることによって反発が生じ、電動工具本体や材料が暴れてしまう現象のことです。刃のついた電動工具が、思わぬ方向に飛んだり、材料が跳ね飛ばされたりすることがあります。

事故を防ぐために、以下のことに注意しましょう

- 電動工具を使用する際は、工具の使用に潜んでいる危険を理解し、正しく使用しましょう。特に初めて使用する際は十分注意しましょう。
- 購入時や使用時に分からないことがあれば、専門家に相談したり講習会を活用するなどしましょう。
- 用途が違う使用は、絶対にしてはいけません。
- 取扱説明書に記載されている適切な保護具を必ず装着しましょう。工具に巻き込まれないよう服装に注意し、巻き込まれるおそれがある軍手は着用しないようにしましょう。

参考：独立行政法人 国民生活センター「家庭用電動工具の使い方に注意」

今月の大阪の食

えだまめ

えだまめは未熟な大豆を収穫したものです。大豆が「畑の肉」と呼ばれるほどタンパク質がたくさん含まれているように、えだまめにも多くのタンパク質が含まれています。また、えだまめに含まれるたくさんのアミ

クイズの答え

① 約2日

ノ酸や糖分がうまみや甘みとなりますが、この2成分は収穫後2～3日で半減してしまいます。大阪は消費地と産地が近いため、ほんとうにおいしい大阪の枝豆をご賞味いただけます。



大阪府・大阪市連携講演会のご案内（イブニングセミナー）

テーマ **人はなぜだまされるの？**

～消費者心理の不思議～

「私は大丈夫!」「私はだまされない!」それって、本当!?
聞いてみれば納得!たくさんの方が被害にあうには理由があった!

講師 **村 千鶴子** (東京経済大学 現代法学部教授・弁護士)

開催日時 **平成24年9月28日(金) 18:30～20:00**

開催場所 **大阪市中央公会堂 3階 小集会室(大阪市北区中之島1丁目1番27号)**

定員 **80人** (先着順)

申し込み・問い合わせ先 **(財)関西消費者協会**

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

大阪市

くらしの達人!わんデー講座

テーマ **上手なお金の使い方**

～おこづかい帳づくりやお金の役割について～
【小学校3～4年生向け】

日時 **8月30日(木) 14時00分～15時30分**

場所 **西区民センター 第4・5会議室**
【住所】〒550-0014 大阪市西区北堀江4-2-7
【最寄駅】地下鉄:西長堀駅

対象 **大阪市内在住・在勤・在学の方**

定員 **40人** (申し込み多数の場合は抽選) 保護者といっしょにご参加ください。

講師 **みなかた としむ 南方 壽巳** (大阪府金融広報アドバイザー)

締め切り日 **8月23日(木)**

申し込み方法 **電話、大阪市電子申請システム**
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 **一時保育はありません。**

申し込み・問い合わせ先 **大阪市消費者センター**

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター
「くらしのひろばエル」

「くらしのひろばエル」は、さまざまな消費生活
情報を検索できるパソコン機器やDVD映像装置
などがあり、消費者問題を市民のみなさまの身近
な問題として、楽しみながら学んでいただけます。

3月5日より大阪府消費生活センターが隣接し、大阪府・大阪市の
総合案内窓口をひろばに設置しました。府の消費生活相談の受付や
府の啓発ビデオ等の貸し出しを行うとともに、府の図書・資料も自由
に閲覧していただけます。

また、このスペースには消費者センターのメインキャラクターであ
る、消費生活の番犬「エルちゃん」も登場します。子ども用の絵本も用
意しておりますので、ATCのイベントでお越しの際には、ぜひお立ち
寄りください。

エルの由来

Living(リビング=生活)、Life(ライフ=くらし)の頭
文字で、メインキャラクター「エルちゃん」や、啓発展示ス
ペース「くらしのひろばエル」の名称となっています。



大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎ **06-6614-0999**

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く) ※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

大阪府

平成24年度

くらしのナビゲーター養成講座 受講生募集

「くらしのナビゲーター」として活動するために必要な消費者問題についての
基本的な知識を学習し、楽しい講座の手法を身につける連続講座。講座終了後
はボランティアとして老人クラブなどの地域の集まりに出向き、悪質商法にあ
わないための情報提供をしていただきます。

日時 **ステップ1 10月2日～10月30日**
ステップ2 11月6日～12月4日 } **毎週火曜日**
10:30～16:00 (日により時間変更あり)

場所 **大阪府消費生活センター セミナー室**

応募条件 ●大阪府内に居住する人
●高齢者などに消費者被害防止のための情報提供をしていただける人
※ボランティアとして活動していただきます。

定員 **35人**

資料代 **実費2,000円**

締め切り日 **9月7日(金)**

申し込み方法 所定の申込用紙に記入のうえ、郵送してください。
ホームページからダウンロードできます

平成24年度くらしのナビゲーター養成講座

検索

申し込み・問い合わせ先 **(財)関西消費者協会**

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

金融・経済講演会

テーマ **情報の正しい判断 ～報道の現場から～**

日時 **9月25日(火) 18:30～20:00**

場所 **大阪商工会議所7階 国際会議ホール**
【最寄駅】地下鉄谷町線・中央線
「谷町四丁目」駅(4号出口上る)

講師 **辛坊 治郎**

(株)大阪総合研究所代表、元読売テレビ解説委員長

定員 **400人**

申し込み方法 ハガキまたはFAXでお申し込みください。

<記載事項> ①9月25日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名 ⑤年齢
⑥電話番号 ⑦質問事項(ある方のみ) ⑧くらしすと
※応募者の個人情報は、当委員会が責任を持って管理いたします
(当講演会入場券の作成・発送・照会対応に利用します)。

申し込み・問い合わせ先 〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45
日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報委員会事務局

TEL:06-6206-7748 FAX:06-6233-6080

主催:大阪府金融広報委員会 後援:大阪府、金融広報中央委員会



大阪府消費生活センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎ **06-6616-0888**

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール

相談

府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談 (年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索